

2020年4月28日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

(第2報)

当社は、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、同3月24日に公表しているとおり、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付（生活福祉資金貸付制度）の適用を受けたお客さまから当社にお申し出があった場合に、ガス料金の特別措置を講じております。

このたび、4月7日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が改めて発出されたことを受け、当該特別措置の内容を一部変更し、下記の通りといたします。

※下線部は前回（3月24日）発表からの変更点です

【対象】

- ・当社とガスを契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さま、及びガス料金の支払いが困難であるお客さま。

【内容】

- ・当社の契約を締結しているお客さまへの対応
お申し出のあったお客さまの2020年2月（支払期限日^(注)が3月25日以降となるものに限る）、3月及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ2ヶ月間延長（従来は1ヶ月間延長）、5月検針分のガス料金の支払期限日を1ヶ月間延長する。
なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に「2か月間延長」に変更する。

（注）支払期限日 ガス料金：検針日の翌日から起算して50日目

【お客さまのお問い合わせ先】

- ・島原Gエナジー（株） 電話：0957-63-1313
- ・受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：45（祝日除く）

以上